



平成 18 年 6 月 9 日

各 位

本 社 所 在 地 栃木県足利市南大町 4 4 3 番地
会 社 名 株式会社 タ ッ ミ
代表者の役職氏名 取締役社長 山 本 千 秋
コ ー ド 番 号 7 2 6 8
問 合 っ せ 先 取締役業務部長 齋 藤 稔
T E L (0 2 8 4) 7 1 - 3 1 3 1

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 18 年 5 月 10 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には、網掛けを付してあります。

記

1. 「定款変更の理由」の訂正

<変更前>

- (3)インターネットの普及を考慮して、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)の定めに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (5)取締役による機動的かつ積極的な経営を下支えするため、取締役ならびに監査役の当社に対する損害賠償額の上限を設けるものであります。

<変更後>

- (3)インターネットの普及を考慮して、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の定めに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (5)取締役による機動的かつ積極的な経営を下支えするため、取締役ならびに監査役の当社に対する損害賠償額の上限を設けるものであります。なお、変更案第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 「変更の内容」の訂正

<変更前>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、<u>公告</u>する。</p> <p>3.当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>（以下<u>株主名簿等</u>という。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿等</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、<u>その他株式ならびに新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、<u>当社においては取扱わない</u>。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）あるいは<u>登録質権者</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主</u>または<u>登録質権者</u>とする。</p> <p>2.前項の他、必要ある場合は、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者</u>とすることができる。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2.前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、<u>当社に提出しなければならない</u>。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、<u>議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印し保存する。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (条番号を繰り下げる)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、<u>これを公告</u>する。</p> <p>3.当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>（以下<u>株主名簿等</u>という。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿等</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、<u>その他株式ならびに新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、<u>当社においては取扱わない</u>。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主</u>とする。</p> <p>2.前項の他、必要ある場合は、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2.前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、<u>当社に提出しなければならない</u>。</p> <p>(削る)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>これ</u>を行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要がある場合は、この通知の期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この通知の期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>2.当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その</u>出席取締役の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>2.当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合についてはこの限りではない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名押印し保存する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(取締役会規定)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会規定)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または<u>本</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>
<p>(取締役の報酬等及び退職慰労金)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>これ</u>を定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2.当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該社外取締役が当社から受けるべき報酬の年額の2倍または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2.当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>(監査役の員数) 第 32 条 (条番号を繰り下げる)</p>	<p>(監査役の員数) 第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(監査役の選任) 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (常勤監査役) 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (常勤監査役) 第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印し保存する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(監査役会規定) 第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>(監査役会規定) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>
<p>(監査役の報酬等及び退職慰労金) 第 40 条 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該社外監査役が当社から受けるべき報酬の年額の 2 倍または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(事業年度) 第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>(事業年度) 第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>2.当社は、毎年9月30日及び3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 配当金が、支払開始の日から満3か年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2.未払の配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>2.当社は、毎年3月31日及び9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下配当金という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 配当金が、支払開始の日から満3か年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2.未払の配当金には、利息を付さないものとする。</p>

(注) 1. 訂正を必要とする条文を抜粋して記載しております。

2. 条番号の繰り下げに伴う訂正箇所及び下線の追加・削除に伴う訂正箇所の記載は省略しております。

以 上